

社会福祉法人 徳育福祉会  
理事の報酬等の額及び支給基準

(報酬の考え方)

第1条 社会福祉法人徳育福祉会（以下「法人」という。）の常勤理事及び非常勤理事に対する報酬は、その役員の実質及び実績が考慮されるものでなければならない。

(目的)

第2条 この規程は、社会福祉法人徳育福祉会（以下「法人」という。）の定款第21条に基づき、理事の報酬等の額及び支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事長及び理事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、1週につき3日以上勤務し、1日の勤務時間が5時間を超えない者をいう。
- (4) 報酬等とは、法人職員としての給与（各手当を含む）、賞与（期末勤勉手当）、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員に対する役員会議における報酬の支給)

第4条 役員が、役員会議等の役員業務を行った際の報酬は、別に定める「役員等報酬規程」により支給及び費用弁償を行う。

(報酬額の決定)

第5条 役員報酬総額及び常勤及び非常勤役員報酬額は、それぞれ別表1に定める金額の範囲内とする。

- 2 法人は、評議員会の承認を得て、前項の規程の範囲内で常勤及び非常勤役員報酬を支給することができる。
- 3 法人は、理事会の承認を得て、前項の規定の範囲内で常勤及び非常勤役員報酬額を決定し支給することができる。

(報酬の支給日及び支給方法)

第6条 前条第2項及び第3項における常勤及び非常勤の役員への報酬は、月額を以て支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 報酬の支給日は、法人の定める「給与規定」による。

3 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第7条 法人は、常勤役員及び非常勤役員に対し、その通勤の実態に応じ通勤費を支給することができる。

2 役員が、主たる勤務場所における業務遂行を行った際の通勤費の支給額は、法人の定める「給与規定」及び「旅費規程」による。

3 役員が、役員会議等の役員業務を行った際の通勤費の支給額は、別に定める「役員等報酬規程」による。

(費用)

第8条 法人は、役員の仕事遂行に要する費用を支弁することができる。

(公表)

第9条 法人は、この規程を理事の報酬等の額及び支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月18日から施行する。

この規程は、平成30年6月17日から施行する。

(報酬の支給日及び支給方法)

第6条 前条第2項及び第3項における常勤及び非常勤の役員への報酬は、月額を以て支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 報酬の支給日は、法人の定める「給与規定」による。

3 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第7条 法人は、常勤役員及び非常勤役員に対し、その通勤の実態に応じ通勤費を支給することができる。

2 役員が、主たる勤務場所における業務遂行を行った際の通勤費の支給額は、法人の定める「給与規定」及び「旅費規程」による。

3 役員が、役員会議等の役員業務を行った際の通勤費の支給額は、別に定める「役員等報酬規程」による。

(費用)

第8条 法人は、役員の仕事遂行に要する費用を支弁することができる。

(公表)

第9条 法人は、この規程を理事の報酬等の額及び支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月18日から施行する。

別表 1

勤務形態の区分	金額
理事長・施設長を兼務する常勤理事の報酬総額	15,000,000 円以内
理事長・副施設長又は事務長を兼務する常勤理事の報酬総額	13,000,000 円以内
施設長を兼務する常勤理事の報酬総額	13,000,000 円以内
理事長を兼務する常勤理事の報酬総額	12,000,000 円以内
副施設長を兼務する常勤理事の報酬総額	11,000,000 円以内
事務長を兼務する常勤理事の報酬総額	11,000,000 円以内
理事長を兼務する非常勤理事の報酬総額	8,000,000 円以内
非常勤理事の報酬総額	6,000,000 円以内